

第2節 講じようとする施策

1 海上交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 航路、港湾及び漁港の整備

平成3年度を初年度とする港湾整備五箇年計画に基づき、港内における船舶の安全を確保するため、防波堤、航路及び泊地等を整備する。特に、避難港や外海に面した港湾において、荒天時に港内での避泊要請が強い小型船舶の避泊を可能とする避泊水域を確保するため、防波堤、泊地等の整備を積極的に推進するほか、港湾における危険物取扱施設を他の施設から分離し、集約化を図ることにより、港湾の安全を確保する。

また、狭水道や船舶ふくそう海域を航行する船舶の安全性の向上を図るため、開発保全航路を整備する。

さらに、漁港については、昭和63年度を初年度とする漁港整備長期計画に基づいて、漁船の避難のための漁港等を整備するとともに、港内の安全性を確保するために、防波堤、泊地等の整備を推進する。

イ 港湾の施設に関する技術上の基準の充実強化

港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾の施設に関する技術上の基準については、施設のより一層の安全かつ円滑な

利用を図る観点から、特に、施設の維持・管理に関する基準の充実強化を図るとともに、新しい型式の港湾構造物等の技術開発の進展にも対応していくこととする。

ウ 航路標識の整備

船舶の安全かつ効率的な運航を確保するため、沿岸、港湾等の各海域ごとの自然条件、船舶の通航実態等を勘案して、最新の科学技術を導入した高精度かつ省エネルギー型の灯台、灯浮標、電波標識、船舶通航信号所等の航路標識を計画的に整備する。また、既設の航路標識の機能と信頼性の向上を図るため、改良改修を推進する。

(2) 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実

ア ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進

海域利用の多様化、海上交通の複雑化に対応して、港内、主要狭水道等における船舶航行の安全を確保するため、海上交通関係法令の整備等を推進するなど、実態に即した効果的な交通規制の充実を図る。

また、海上交通の特にふくそうする海域における船舶航行の安全を確保するため、東京湾、備讃海域及び関門海峡において、海上交通に関する情報提供と航行管制を一元的に行うシステムである海上交通情報機構を整備し、運用を行っているが、大阪湾明石海峡地区及び来島海域についても順次同システムの導入

を図る。

この他、主要港湾における航行管制等の近代化、東京湾における交通流体系等につき、調査・検討を進め、所要の措置を講じる。

なお、船舶交通のふくそうする河川、湖沼等の水域にあっても、事故の防止を図るための措置を推進する。

イ 海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展、海洋レジャーの普及等に対応して、海図・水路誌等の内容を適切なものにするため、水路測量、海象観測等の体制の強化を図り、これらの刊行物の新改版・補正を実施するとともに、電子海図データベースの構築を推進する。

また、水路通報、航行警報、流況情報等リアルタイム情報の内容及び提供体制の充実を図るとともに、電子海図データの提供体制の整備を推進する。

ウ 気象情報等の充実

海上交通の安全に関係の深い台風、波浪、霧、海水、海況、津波等について、観測データや予報、警報等の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。

また、これらの情報内容の充実及び効果的な利用のため、静止気象衛星システム、極軌道気象衛星の利用体制、気象レーダー観測網、海洋気象観測船、海洋気象ブイロボット、沿岸にお

ける検潮及び波浪の観測網など，予報，観測，船舶通報等の各業務体制の充実強化を図るとともに，講習会等により気象知識の普及に努める。

さらに，沿岸海域を航行する船舶，操業漁船等の安全を図るため，航路標識施設において，局地的な気象・海象の観測を行い，その現況を無線電話等で通報する船舶気象通報システムの整備を図る。

(3) 公共用水域の使用の適正化

東京湾横断道路，関西国際空港，本州四国連絡橋，LNG・LPG等の輸入基地，国家石油備蓄基地等の大規模プロジェクトが計画又は実施されている。これらの海上における新たな大規模プロジェクトについては，実施主体において，その計画を策定する段階から，海上交通に及ぼす影響を十分に検討の上，船舶交通の危険を防止するための対策を計画に取り入れるほか，完成後のみならず，建設中であってもその工事工程に応じて所要の安全対策を講ずるよう指導・措置する。

また，現在，建設中のものについても，引き続き，船舶の航行安全対策の着実な実施が図られるよう対処する。

2 海上交通の安全に関する知識の普及等

(1) 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民全般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図り、また、海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため、官民一体となった海難防止強調運動の実施、海難防止講習会の開催等の海難防止活動の一層の充実を図る。

また、放送等の広報媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

(2) 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期するため、海難防止を目的とする各種民間組織の自主的活動が、一層積極的かつ円滑に推進されるようその指導育成の強化に努めるとともに、海難防止に関する民間組織の充実強化を図る。

3 船舶の安全な運航の確保

(1) 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)の実施等のため、船舶職員法(昭和26年法律第149号)に基づき5年ごとの海技免状の更新の際一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の維持及び最新化を図る。

また、技術革新の進んだ船舶等の航行の安全を図るためにはこ

れに乗り組む優秀な船員を確保することから、船員教育の一層の充実強化が必要である。このため、船員の再教育を実施している海技大学校及び新人船員の養成を実施している海員学校においては、教育内容のレベルアップを図る等その教育体制の一層の整備充実を推進する。

(2) 船舶の運航管理の適正化等

旅客船の安全を確保するため、運航監理官による乗船監査・事業所監査、運航管理者研修等を実施することにより、運航管理規程の遵守、安全意識の高揚等運航管理の一層の適正化を図る。

また、船員法（昭和22年法律第100号）に基づく発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。

(3) 船員災害防止対策の推進

船員災害防止対策を推進することにより、船内の労務管理等の不備に起因する海難を防止するため、船員労務官の監査等を強化するとともに、船員災害防止基本計画及び同実施計画に沿い、船員の労働条件の改善並びに作業環境及び居住環境の整備対策の推進を図る。

(4) 水先体制の充実

自然条件、船舶交通の状況にかんがみ、水先区の新設及び変更

の検討を行うとともに、水先業務用施設の整備、水先人の適正員数の確保及び資質の向上を推進する。

(5) 外国船舶の監督の推進

S T C W条約を実施するため、船員法及び船舶職員法に基づき、我が国の港に入港する外国船舶の航海当直体制及び乗組員の資格証明に係る監督を行うとともに、その実施体制の充実強化を図る。

(6) 海難原因究明体制の充実

海難の再発防止に寄与するため、海難原因について迅速かつ多角的に究明する審判体制の充実を図る。

4 船舶の安全性の確保

(1) 船舶の安全基準の整備

船舶の安全性を確保するため、国際海事機関（IMO）において船舶の構造、設備等の安全基準の整備について検討されているところであり、我が国においても、これらの動向に対応するとともに、技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対応するため、所要の基準の整備を図る。

特に、衛星通信技術、デジタル通信技術等最新の通信技術を利用した新たな海上における通信システム「海上における遭難及び安全の世界的な制度」（GMDS S）を確立するために「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（74 SOLAS 条約）が改正さ

れ、平成4年2月1日に発効することとなっているため、我が国においてもGMDSSの導入に当たり、無線設備の設置、GMDSSに対応した海技資格の設定等所要の基準の整備を図る。

(2) 危険物の安全審査体制の整備

原子力発電、医療機器等の発展に伴う使用済核燃料等放射性物質の海上輸送量の増加、将来予想される放射性廃棄物の輸送の増加、化学工業の発展に伴う新規危険物の出現等による危険物の海上輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応して、船舶による運送に関する安全基準の整備を図るとともに、安全審査体制の充実強化を図る。

(3) 船舶の検査体制の充実

74 SOLAS条約の改正等に伴う船舶の構造設備に関する安全基準の強化、最新技術を導入した船舶の建造等に伴う船舶検査業務の複雑化及び高度化に対応するため、船舶の検査体制の整備充実を図る。

また、小型船舶の検査については、プレジャーボート等の増加及び多様化に対応するため、小型船舶の検査実施機関である小型船舶検査機構の検査体制の整備充実を図る。

(4) 外国船舶の監督の推進

サブスタンダード船（関係国際条約に規定された船舶の構造設備に係る技術要件を満足しない船舶）を排除し、海上における人

命の安全の確保、海洋環境の保護等を図るため、外国船舶に対する監督が国際的に実施されている。我が国においても入港する外国船舶は年々増加傾向にあり、これらの船舶による日本近海での海難事故が後を絶たないため、外国船舶の監督の充実強化を図る。

5 各種船舶等の安全対策の充実

(1) 漁港、漁船だまり、マリーナ等の整備

ア 漁港、漁船だまり等の整備

港内における船舶の安全を確保するため、漁港、漁船だまり等の整備に当たっては、その利用船舶が小型であることを考慮して、より高い静穏度が確保されるよう努める。取り分け、漁船等の小型船舶と大型船舶とが共に利用する港湾にあっては、漁船だまり等を港内の適切な位置に整備することとし、小型船舶とその他の船舶との分離を図る。

なお、漁港においては、海洋性レクリエーションのニーズの増加に伴い、漁港を利用する遊漁船等が増加していることから、これらと漁船とのトラブル等を防止し、円滑な漁業生産活動の維持増進を図るため、遊漁船等を分離・収容する施設整備を進める。

イ マリーナ等の整備

放置プレジャーボートの集約を行う等港湾の秩序ある利用を

図るとともに、海洋性レクリエーションの振興を図るため、公共事業のほか、民間活力をも積極的に導入してマリーナの整備を推進するとともに、公共事業により簡易なプレジャーボート係留施設（プレジャーボートスポット）の整備を推進する。この場合において、秩序ある海域の利用を図るために、マリーナの位置及びプレジャーボートの活動水域に十分留意するとともに、マリーナ内の安全性の確保を図る。

(2) 漁船の安全対策の推進

漁船の海難や海中転落等の事故が後を絶たない状況にあることから、フルプルーフ的な防止対策及びサバイバル対策についてハード及びソフトの両面から検討を行い、漁船の安全基準及び検査体制の充実、漁船用通信施設の整備並びに舷側開口部等漁船の構造の見直し、救命設備の備付け等設備上の指導強化により安全確保を図るとともに、漁船船員については、生存教育訓練の実施、サバイバルマニュアルの作成・普及及び災害多発業種・地域を対象とした安全対策の推進を図る。

また、海難防止思想の普及の徹底、安全運航のための基本的事項の遵守及び海事関係法令の励行の指導等を行うことにより漁船の総合的な安全対策を講ずる。

(3) プレジャーボート等を用いた海洋レジャーに係る安全対策の推進

ア プレジャーボート等の救助体制の充実強化

プレジャーボート等の海難に迅速・的確に対応するため、海難情報の入手体制の整備、船艇・航空機による救助体制の強化に努めるほか、民間海難救助組織の育成等救助体制の充実強化を図る。

イ 海洋レジャーの安全に関する指導等の推進

海洋レジャーの安全を確保し、その健全な発展に資するため、海洋レジャー愛好者自らが安全意識を十分に持ち、基本的なルールやマナーを遵守するよう一層の啓蒙を図るとともに、気象・海象情報の早期把握、安全運航のための基本的事項の励行等を重点とする安全指導を行う。特に、水上オートバイの事故の急増にかんがみ、事故に結びつくおそれのある危険な行為の防止に重点を置いた一層の安全指導を行う。

あわせて、海洋レジャーが今後広く国民全般に定着していくものと考えられることから、海上安全指導員制度の推進、小型船安全協会、沿岸レジャー安全センター等民間関係団体の事業拡充等により、民間の自主的な安全活動の促進を図るほか、これら安全活動との連携を密にし、効果的な安全対策を推進する。

そのほか、海洋レジャー関連情報を含めた海洋情報の総合的な提供窓口である「海の相談室」業務の一層の周知、充実・強化を図るとともに、「ヨット・モーターボート用参考図」等の海

洋レジャー用参考図誌類の整備・普及を推進する。

ウ 小型船舶に係る海技資格制度等の検討等

プレジャーボート等の隻数の増加，船型，操縦方法の多様化，レジャー目的の免許取得者の増加等プレジャーボート等をめぐる状況の変化に対応して，小型船舶に係る海技資格制度，試験・養成制度，安全対策等について検討を行う。また，5年ごとの海技免状の更新制度を活用して知識・技能の維持及び向上を図る。

エ プレジャーボート等の建造技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し，船舶の安全性を確保するため，建造技術者を対象に各種技術講習会を開催し，これからの市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し，その資質の向上を図る。

オ プレジャーボート等の通信システムの普及促進

プレジャーボート等の海難の増加に対処するため，プレジャーボート等に適した無線設備の設置について検討を行うほか，無線局免許手続の簡素化を図る。

また，関係団体では，通信システム（海岸局及び船舶局）の普及に努めているところであり，今後一層のプレジャーボート等への無線設備の普及促進を図る。

カ 優良マリーナ認定制度の活用

安全性、利便性の面で質の高いマリーナの普及を図るため、施設のみならず、管理・運営の面でも優れたマリーナを認定する優良マリーナ認定制度を活用し、マリーナ及びプレジャーボートに対する安全対策の充実を図る。

(4) 外国船舶に対する安全対策の推進

我が国周辺海域における外国船舶の要救助船舶について見ると、総海難船舶隻数に占める割合は低いものの増加傾向を示していること等にかんがみ、外国船舶に対して、海上保安官の訪船による安全指導の充実を図るとともに、航海情報等の提供を行う外国船舶安全対策連絡協議会の設置、活性化を推進する。

6 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に、海上輸送や海洋レジャー活動が活発化する時期等には、全国一斉の指導取締りを実施し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

7 救助・救急体制等の整備

(1) 海難情報の収集処理体制の整備

GMDSSの円滑な導入を図るため、船舶に設置する無線設備

の技術基準，運用手続，無線従事者等について法令の整備を推進する。

また，GMDSSに適切に対応する所要通信施設及びその運用体制の整備を推進するとともに，陸上通信系の再編整備の一層の推進を図るなど，情報収集処理体制の充実を図る。

(2) 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に対応し，北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ効果的に行うため，ヘリコプター搭載型巡視船と航空機を中心とする広域的な捜索救助体制の整備を引き続き推進するとともに，捜索救助活動を効果的に行うため，日本の船位通報制度(ジャスレップ)への参加を促進し，この制度の一層の活用を図る。

また，SAR条約に基づく近隣諸国との海難救助に関する協力体制の充実を図る。

さらに，海難救助に当たって転覆船内から遭難者を救助する等高度の技術・知識が要求される特殊な海難にも有効・適切に対応するため，資器材の充実等体制の強化を図るとともに，海難救助に係る手法の調査研究，訓練及び研修等を一層充実させ海難救助技術の向上を図る。

(3) 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師の迅速・円滑な出動等を図るため、日本水難救済会を事業主体として実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を引き続き行う。また、関係団体と協力し、参加医療機関の増加を促進するとともに、未整備地区における組織の整備を促進するなど洋上救急体制の一層の充実強化を図る。

(4) 海上防災体制の整備

石油備蓄の推進、LNG、LPGの輸入量の増大等の情勢を踏まえ、タンカー事故による油排出等又は海上火災に対処し、海上交通の安全を確保するため、防災資機材等の整備を推進するとともに、海上災害防止センター等民間組織を指導育成し、海上防災体制の充実を図る。

また、有害液体物質の排出等多様化する海上災害に対処するため、防除技術、防除資機材の開発等を推進する。

8 損害賠償の適正化

船舶の事故により、旅客、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、国際条約の動向等を勘案して一層の適正化を図る。

9 科学技術の振興等

(1) 海上交通の安全に関する研究開発の推進

海難を防止するためには、その発生要因となる交通環境及び気象、海象等の自然的条件並びに船舶及び航海計器等の性能等に関する科学的研究を一層促進するとともに、これらの試験研究成果を海上交通の安全対策に反映させる。

また、エネルギー多様化の時代に即応し、使用済核燃料や返還廃棄物等放射性物質の安全輸送を確保するため、必要な調査研究を推進する。

このため、国立の試験研究機関等においては、研究施設、研究費等の充実による研究体制の整備を図るとともに、関係する試験研究機関相互の連絡協調の強化による総合的な試験研究の一層の促進を図る。

(2) 海難原因究明のための総合的な研究調査の推進

海難の再発防止に資するため、海難に関する研究の充実を図るとともに、必要に応じ総合的な研究調査を行い、その成果を安全対策に反映させる。